

佐賀市総合計画審議会第3回保健福祉分科会 会議録

日時	平成26年9月16日(火) 17時54分～ 18時21分
場所	佐賀市役所大財別館4階第2会議室
出席者(委員)	石井智俊、上村春甫、片渕賢司、木場千春、白木紀好、溝西由宇子、山下秀一(分科会長) ※敬称略、50音順
出席者(事務局)	佐賀市(田中保健福祉部長、成富福祉総務課長、豊田生活福祉課長、福田保険年金課長、一番ヶ瀬健康づくり課長、牧瀬障がい福祉課長、真子高齢福祉課長、大城企画政策課長、西企画係長、横田行政評価係長、小野原主査) パシフィックコンサルタンツ(竹谷)
会議の公開又は非公開の別	公開
傍聴者	無
担当部署	佐賀市 企画調整部 行政管理課 行政評価係 担当:小野原 TEL:0952-40-7029 E-mail:gyoseikanri@city.saga.lg.jp
<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>・佐賀市総合計画 第3章(案)について</p> <p>(1)「3-1 互いに支え合う地域福祉の充実」について</p> <p>○事務局(福祉総務課長)</p> <p>(意見1)背景に記載している「超高齢社会」という文言は、一般的には「高齢化社会」が知られているため。高齢化率21%以上が超高齢社会であることを説明した方がいいとのご意見を踏まえ、「総人口に占める65歳以上の人の割合を高齢化率といい、高齢化率が21%を超えた社会のことを言う。」と用語解説として記載する。</p> <p>○山下会長</p> <p>用語解説をつけるということでよいと思う。</p> <p>○委員</p> <p>意見なし。</p> <p>(2)「3-3 共生社会をめざす障がい者福祉の充実」について</p>	

○事務局（障がい福祉課長）

（意見2）「3-3-2 社会参加への支援」に該当する成果指標と目標値がないため、数値目標として挙げられる指標について検討をお願いしたい、とのご意見について、社会参加支援事業である福祉タクシー利用助成事業、地域生活支援事業であるコミュニケーション支援事業、移動支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業等を成果指標に挙げられないか検討したものの、小さな個別の目標ばかりで、成果指標として掲げるには適当なものがなかった。このため、当初掲げている2つの指標としたい。また、この2つの指標とも、社会参加のひとつの成果の位置づけとなるものを掲げているところである。

○山下会長

小さな個別の内容となってしまうため、大きな評価指標とするのは、難しいとのことで、事務局説明にあるように、個別計画で反映してもらえればよいと思う。

○委員

意見なし。

（3）「3-4 健康づくりの推進と保健・医療の連携」について

○事務局（健康づくり課長）

（意見3）背景の前半で「心の病」について触れていながら、後半では生活習慣病予防のことだけ書いているということに違和感があるため、「このため、これらの疾患の発症予防や～」として両方含める形にしてはどうかというご意見があり、検討した。

また、（意見4）「心の病」という表現を気にする人もいるということであったので、あわせて検討した。厚生労働省では「心の病」ではなく、「こころの病気」と平仮名で使用されているため、この表現を使用し、「ライフスタイルの変化により、生活習慣病やこころの病気は増加傾向にあり、医療費や市民の生活の質に大きな影響を与えています。このため、これらの疾患の発症予防に視点を置いた市民の健康づくりが求められています。」と修正する。

○山下会長

やわらかい表現となり、わかりやすくなった。

○委員

意見なし。

（4）「3-5 自立を支える生活福祉の充実」について

○事務局（生活福祉課長）

（意見5）成果指標の文言を、「生活保護受給者のうち」を文頭にした方がわかりやすいというご指摘であったので、「生活保護受給者のうち、就労支援を受け収入増となった人の割合」と修正する。

また、(意見6)「適正実施」という言葉が市民に分かりにくいのではないかというご指摘について、「適正実施」というのは、保護を真に必要とする人に最低限の生活を保障するということが基本理念であり、生活保護法の第一条にも規定がある。そのようなことから、「生活保護世帯ごとの実態の的確な把握と、実情に即した相談支援体制の構築により、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するよう努めます。」と修正する。

○山下会長

意見6については、文章が長くなったが、わかりやすくよいと思う。

○委員

意見なし。

(5)「分科会報告資料(資料2)」について

○白木委員

「3-2 住み慣れた地域で安心して暮らす高齢者福祉の充実」の取組方針修正案では、「支援の担い手育成など」の文言が削除されている。支援の担い手育成とは、地域で支援してくれるボランティアなどの担い手育成という意味合いであったと思うが、修正案では医療と介護のみとなり、地域でのボランティアなどの担い手づくりが消えてしまっている表現となっている。

○事務局(高齢福祉課長)

「介護の連携」という部分に地域の担い手も含まれると考えている。

○白木委員

介護の部分での担い手とはどのような方を対象と考えているのか。

○事務局(高齢福祉課長)

介護の専門職やボランティア、地域の方々などが連携し、担い手育成も一緒に進めていくというイメージで記載している。

○白木委員

修正前の「支援の担い手育成」というと、地域のボランティアというように読めたが、修正案では「専門職である医療や介護」というようにしか読み取れず、地域のボランティアは置いていかれたような印象がある。

○山下会長

削除せずに「支援の担い手育成や医療と介護の連携をすすめ」とすると、どちらも含まれた表現になるのではないか。

○事務局(高齢福祉課長)

「支援の担い手育成」を残すことで承知した。

○溝西委員

「3-3-3 就労への支援」概要修正案の「物品調達」という文言は、市民からすると日頃使い慣れず少し違和感があるような気がする。

○事務局（障がい福祉課長）

一般的には、「購入」や「買い求める」などの言い方になる。

○片渕委員

関わっている人には違和感がない。一般的である。

○白木委員

「調達」は、「購入」と修正しても良いのではないか。

○事務局（保健福祉部長）

「障害者優先調達推進法」という名称にあわせており、法律的に言う「調達」とした。通常一般的には「購入」という表現はするため、どちらの方が読みやすいかで検討は可能である。

○溝西委員

行政資料で「調達」が、一般的であればそのままでもよい。

○山下会長

では、事務局の修正案通りとする。

3. 閉会

○次回について

第2回佐賀市総合計画審議会（全体会）

日時：平成26年10月10日（金）15時～

場所：佐賀商工ビル7階大会議室